

新型インフルエンザ等対策に関する業務計画

2025年4月9日

KDDI株式会社

(目的・基本方針)

第1条

本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第9条の規定により新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という）に基づき、KDDI株式会社（以下「会社」という）が新型インフルエンザ等対策に関し、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護し、かつ国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小限とすべく、次に掲げる事項を定め、もって円滑かつ適切な対策の遂行に資することを目的とする。

1. 会社が実施する新型インフルエンザ等対策の内容及び実施方法に関する事項
2. 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
3. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する関係機関との連携に関する事項
4. 前各号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な事項

(計画の運用)

第2条

本計画は、「新型インフルエンザ等感染症」及び「新感染症のうち全国的かつ急速的なまん延のおそれがあるもの」（以下「新型インフルエンザ等」という）が発生した場合に関して運用するものであり、政府行動計画で示された発生段階の区分に応じ、従業者の安全確保を最優先として、指定公共機関としての責務を遂行するものとする。

(対策の実施体制)

第3条

【準備期】

会社は、新型インフルエンザ等の発生に備え、社長を長とした対策本部の体制（対策本部長、代行者、本部要員、設置場所等）及び事務局の役割を定める。

【初動期以降】

- ・新型インフルエンザ等が発生した場合において、事務局は必要な情報収集及び対策の検討を実施のうえ、対策本部の設置準備を行う。
- ・国等から情報を収集し、必要があると認めるときには、対策本部を設置する。
- ・対策本部の解散は、国等からの情報に基づき決定するものとする。

(情報の収集及び共有)

第4条

【準備期】

会社は、新型インフルエンザ等の発生に備え、以下の体制を構築する。

- ・国、地方公共団体及び社外関係機関等を通じて、感染症に関する基本的な情報、新型インフルエンザ等対策の実施状況及び感染対策等に関する情報を収集し、社内関係部門及び各種関係機関との共有を行う体制
- ・情報を従業者に正確に周知、従業者の発症状況等を確認する体制
- ・関係事業者等との情報交換や発生時の連携等の体制（重要業務遂行に必要な一連の取引事業者を含む）

【初動期以降】

新型インフルエンザ等の発生時には、対策本部にて通信の疎通及び重要通信を確保するため、次により情報の収集及び共有を行う。

1. 国、地方公共団体及び社外関係機関等を通じて、感染症に関する基本的な情報、新型インフルエンザ等対策の実施状況及び感染対策等に関する情報を収集し、社内関係部門間相互の連絡及び従業者への情報周知等を行う。
2. 必要に応じて本計画第5条に定める社外関係機関等に応急対策等を適時適切に提供することができる体制の整備に努めるものとする。
3. 国民に対し、報道発表、ホームページへの掲載等を適宜の方法により、通信の疎通確保及び重要通信の確保の状況等に関する情報を提供するよう努めるものとする。この場合において、高齢者、障がい者、外国人その他の情報伝達に際し援護を要する者に対する配慮に努めるものとする。
4. 従業者の発症状況や休務の可能性等についての情報は、各組織の長を通じ対策本部にて隨時集約を行うものとする。

(関係機関との連絡調整)

第5条

新型インフルエンザ等対策が円滑かつ効率的に行われるよう平素から次の通り関係機関と密接な連絡調整を行うものとする。

1. 本社においては、総務省及び内閣感染症危機管理統括庁その他関係政府機関並びに関係公共機関との連絡調整を図る。
2. 総支社においては、当該地域における関係行政機関及び関係公共機関との連絡調整を図る。

3. 各部門・事業所においては、必要に応じて当該地域における関係行政機関及び関係公共機関、同業他社・主要な取引先等と連絡調整を図る。
4. 会社は、その業務に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため特に必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について支援・協力を求めるものとする。

(対策業務の内容及び実施方法)

第6条

対策本部は、新型インフルエンザ等の海外及び国内における拡大状況、社員の感染状況、通信の疎通状況等の情報連絡、重要通信の疎通確保及び優先的な取扱い、広報活動その他の対策に関する業務を行う。

2. 新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、出勤率が低下した場合においても重要業務の遂行に必要な社員の動員を円滑に行うため、社員の非常招集、非常配置をする。また、感染リスクを低下させるため、感染防止キットの配布や在宅勤務・時差出勤等を感染の状況等に応じて実施するものとする。
3. ここでいう重要業務とは、指定公共機関として求められる通信の疎通又は重要通信の確保に必要な業務とする。その場合において、営業活動等不要不急の業務は縮小するものとする。

(感染対策の検討・実施)

第7条

会社は、新型インフルエンザ等感染予防及び拡大防止のため、必要に応じて以下対策を講じる。

- ・マスク着用等の咳エチケット・手洗い・うがい等の基本的な感染対策の徹底
 - ・不特定多数の人が集まる活動および外出の自粛
 - ・飛沫感染や接触感染等防止のため、職場の換気・清掃・消毒等の実施
 - ・感染または感染が疑われる従業者や訪問者への対応
 - ・休務した従業者本人や同居者等の健康状態の確認や休務理由の把握
 - ・その他感染発生状況に応じた事項
2. 会社は、感染の状況に応じて、マスク・手袋等の業務遂行に不可欠な資材・消耗品の調達・備蓄等を実施するものとする。

(教育・訓練)

第8条

新型インフルエンザ等が発生した場合において、社員の安全の確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な対策を遂行できるよう、必要な教育を実施し、新型インフルエンザ等に関する知識の普及及び向上を図るものとする。

2. 新型インフルエンザ等対策を円滑かつ適切に実施するため、新型インフルエンザ等発生に係る情報の収集・伝達、対策本部等の設置、非常招集・参集、通信の疎通確保、感染防止措置等に関する訓練を実施するとともに、体制の見直しと必要な改善を図るものとする。

3. 訓練の実施にあたっては、被害想定や実施時間を工夫するなど実践的なものとなるよう努めるとともに、国、地方公共団体等が実施する訓練に参加する等これら機関との連携も考慮して行うものとする。

(計画の見直し等)

第9条

本計画については、必要に応じて見直しを行い、変更する。この見直しに際しては、広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。

2. 本計画を変更した場合には、総務大臣を経由し内閣総理大臣に報告し（軽微な変更の場合を除く）、関係都道府県知事に通知するとともに、公表する。

(重要通信の確保)

第10条

新型インフルエンザ等の発生時においては、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関の対策実施に関する関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

2. 指定行政機関の長又は指定地方公共機関の長若しくは地方公共団体の長が国民の保護のための措置の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときは、会社はその事業の用に供する電気通信設備を優先的な利用に供するものとする。

以上
(以下、余白)